平成２７年（フ）第１４９号
島根県松江市学園２丁目３番31号　フリーダム１　103号室
破産者　株式会社宝屋
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
北海道函館市高盛町14番10号
破産者　有限会社大文堂
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３２号
新潟県新発田市新富町２丁目６番２号
破産者　環境アートシステムズ株式会社
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３３１号
岐阜県本巣市政田1404番地
破産者　株式会社オリオ
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７５号
静岡県磐田市中泉３丁目６番５
破産者　青島ビニール株式会社
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３９４号
広島県東広島市八本松飯田１丁目７番20号
破産者　佐々木宏子
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８６号
仙台市青葉区愛子東２丁目４番21号
破産者　齋　真左志
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６１号
堺市堺区少林寺町西１丁１番24号
破産者　宮田　伸
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４１６号
大阪市鶴見区今津北５丁目４番12号
破産者　萩野　末廣
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０９号
大阪府枚方市宮之阪３丁目26番５号
破産者　カラオケサロン上月こと歌基地こと　上月　秋美
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５号
大阪府松原市高見の里１丁目９番15―102号
破産者　吉川香代子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
広島市東区牛田東３丁目22番３号、破産手続開始決定時の住所広島市安佐北区亀山南３丁目27番20号
破産者　白川　浩二
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６号
広島市中区竹屋町３番11―501号
破産者　新開　五月
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
福島県いわき市平下神谷字内宿42番地　草野ハイツＢ
破産者　三浦　正勝
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２３６号
神奈川県横須賀市野比３丁目35番18号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市浦上台１丁目20番２号
破産者　田中　誠二
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１５号
静岡県賀茂郡河津町谷津334番地の11
破産者　村田　満
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１６号
静岡県伊東市十足607番地の196
破産者　村田　州治
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第７０号
鳥取県鳥取市湯所町１丁目206番地　県住１―103号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町西３丁目127番地　厚和寮、従前の住所鳥取県鳥取市富安１丁目51番地　森沢アパート２号
破産者　國府　三郎
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部